

山梨県指定障害福祉サービス事業者等指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、知事が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第11条及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第57条の3の3の規定に基づき、自立支援給付対象サービス等（自立支援医療及び補装具の販売及び修理を除く。以下同じ。）並びに障害児通所支援及び障害児入所支援（以下「障害福祉サービス等」という）を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対して行う障害福祉サービス等の内容並びに自立支援給付（自立支援医療費及び補装具費を除く。）並びに障害児通所支援給付及び障害児入所支援給付（以下「自立支援給付費等」という。）の請求等に関する指導について、基本的事項を定めることにより、障害福祉サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化を図ることを目的とする。

(指導方針)

第2条 指導は、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくはこれらの者であった者、指定障害者支援施設の設置者若しくは当該指定に係る施設等の長その他の従業者である者若しくはこれらの者であった者、指定一般相談支援事業者若しくは当該指定に係る相談支援事業所の従業者若しくはこれらの者であった者及び指定特定相談支援事業者若しくは当該指定に係る相談支援事業所の従業者若しくはこれらの者であった者並びに指定障害児通所事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくはこれらの者であった者、指定障害児入所施設の設置者若しくは当該指定障害児入所施設等の長その他の従業者である者もしくはこれらの者であった者及び指定障害児相談支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくはこれらの者であった者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）に対し、「山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例」（平成24年山梨県条例第68号）、「山梨県指定障害者支援施設等に関する基準等を定める条例」（平成24年山梨県条例第69号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第27号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第28号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要す

る費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第124号）、「山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例」（平成24年山梨県条例第66号）、「山梨県指定障害児入所施設等に関する基準等を定める条例」（平成24年山梨県条例第67号）、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働告示第122号）」、「児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働告示第123号）」並びに「厚生労働大臣が定める一単位の単価」（平成18年厚生労働省告示第539号）、「厚生労働大臣が定める一単位の単価」（平成24年厚生労働省告示128号）等に定める障害福祉サービス等の内容及び自立支援給付等に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底し、適正化を図るための指導を行うことを方針とする。

（指導形態）

第3条 指導の形態は、通常次のとおりとする。

（1）集団指導

集団指導は、指導の必要があると認める指定障害福祉サービス事業者等を一定の場所に集めての講習、又は、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。）を活用した動画配信等の方法により行う。

（2）運営指導

運営指導は、指導の必要があると認める指定障害福祉サービス事業者等の事業所において、現地に行う。

（指導対象の選定）

第4条 重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

（1）集団指導

県が指定の権限を持つ指定障害福祉サービス事業者等について、指導内容に応じ、その都度、対象を選定して実施する。

（2）運営指導

県が指定の権限を持つ指定障害福祉サービス事業者等について、おおむね3年に1度実施する。

ただし、運営指導において指導した事項について、十分な改善が認められない指定障害福祉サービス事業者等については、翌年度も現地指導の対象とすることができるものとする。

(指導方法等)

第5条 指導方法等は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

① 指導通知

県は、指導対象となる指定障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等について、文書により当該事業者等に通知する。

② 指導方法

集団指導は、障害福祉サービス等の内容、自立支援給付等に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について、講習又は動画配信等の方式で行う。

(2) 運営指導

① 指導通知

県は、指導対象となる指定障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項について、文書により当該事業者等に通知する。

ア 運営指導の根拠規定及び目的

イ 運営指導の日時及び場所

ウ 指導担当者

エ 出席者

オ 準備すべき書類等

② 指導方法

運営指導は、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。

ア 運営指導の確認項目等

運営指導は、厚生労働省及び子ども家庭庁が定める「主眼事項及び着眼点等」（非常災害対策の非常災害には火災だけではなく水害・土砂災害等の自然災害も含む。）に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。

また、原則として、「主眼事項及び着眼点等」における下線を付した項目（以下「標準確認項目」という。）以外の項目は、特段の事情がない限り確認を行わないものとするとともに、「標準確認文書」で確認することを原則とする。

なお、運営指導を進める中で不正が見込まれる等、詳細な確認が必要と判断する場合は、「標準確認項目」及び「標準確認文書」に限定せず、必要な文書を徴し確認するものとする。

イ 運営指導における文書の効率的活用等

運営指導において確認する文書は、原則として運営指導の前年度から直近の実績に係る書類とするとともに、利用者の記録等の確認は特に必要とする場合

を除き、原則として3名以内とする。

また、事前又は当日に提出を求める資料の部数は1部とし、県が既に保有している文書については、再提出を求めず、県内部での共有を図ることを原則とする。

特に①内容の重複防止（(a)事前提出資料と当日確認資料の重複、(b)法人内で同一である書類の事業所ごとの重複提出等）や、②既提出文書（指定申請等で提出済の内容変更のない書類等）の再提出不要の取扱いに留意するものとする。

さらに、ICTで書類を管理している指定障害福祉サービス事業者等に対する運営指導においては、適宜パソコン画面上で書類を確認する等、指定障害福祉サービス事業者等に配慮した文書確認の方法についても留意するものとする。

ウ 同一所在地等の運営指導の同時実施

同一所在地や近隣の指定障害福祉サービス事業者等に対する運営指導については、適宜事業者の状況等も勘案の上、できるだけ同日に行うなどにより、効率化を図るものとする。

③ 指導結果の通知等

運営指導の結果については、改善を要すると認められた事項に関し、後日文書によって通知を行う。

④ 改善報告書の提出

県は、当該事業者等に対し、文書で指摘した事項に係る改善報告書の提出を求める。

（監査への変更）

第6条 運営指導中に次に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに「山梨県指定障害福祉サービス事業者等監査要綱」に定めるところにより監査を行うことができる。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 自立支援給付費等に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合
- (3) 正当な理由なく運営指導を拒否した場合

（情報の提供等）

第7条 県は、指導結果の通知及び改善報告書の内容について、市町村への情報提供を行うとともに、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号）等に従いプライバシー

の保護に配慮しつつ、利用者保護の観点をもって出来るだけ開示を行う。

(報告)

第8条 県は、指導の実施状況について、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月30日から施行する。